

◆(加納重雄君) 私は、公明党横浜市議員団を代表して、本市会定例会に上程されております議案のうち、市第46号議案及び市第58号議案、市第47号議案、市第49号議案から市第52号議案まで、市第62号議案、市第63号議案及び市第72号議案、市第59号議案及び市第89号議案、病第1号議案並びに市第88号議案に関連して、林市長及び高橋病院事業管理者に質問をいたします。

初めに、市第46号議案横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会条例の制定及び市第58号議案市の事務所の位置に関する条例の一部改正についてお伺いをいたします。

去る8月21日に、新市庁舎整備に関する公共事業事前評価調書を確定したとの記者発表がありました。私も拝見させていただきましたが、市民の皆様からの御意見がテーマごとに整理され、御意見に対する本市の考え方が記載をされていました。賛否を含めさまざまな意見が寄せられておりますが、我が党ではこれまでも、新市庁舎整備に関する情報を市民の皆様へわかりやすくお伝えするとともに、市民意見を適切に反映することを求めてきたところであり、今回寄せられた御意見もしっかり分析して計画や設計に反映していくべきと考えております。

そこで、今回寄せられた市民意見をどのように受けとめているのか、林市長にお伺いをいたします。

また、御意見の中には、東日本大震災の経験から、津波や地震に強く、災害対策の本部機能が果たされるよう、耐震性能にすぐれた市庁舎を望む声が見受けられました。新市庁舎整備基本計画においても、危機管理の中心的役割を果たす市庁舎を基本理念として掲げており、新市庁舎は万に一つも災害時の不安があってはならないと認識しております。一方、民間企業の技術は日々進歩しており、耐震技術も例外ではありません。分譲マンションのコマーシャルなどでも建物の耐震技術や施工品質などを紹介し、アピールしているような状況です。新市庁舎においても、企業の高い技術力をダイレクトに反映できる仕組みを考え、整備を進めていく必要があると考えます。

そこで、民間企業などが持つ先進的で高い技術力をどのように取り入れていくのか、お伺いをいたします。

新市庁舎基本計画では、危機管理機能の強化とともに、環境に最大限配慮した低炭素型の市庁舎という理念も掲げております。環境問題への取り組みは、一見地味ではありますが、大震災以降、省エネの取り組みや低炭素化社会の実現というものが一段と重要視されてきています。市第46号議案では、企業のすぐれたノウハウを新市庁舎整備に生かすために専門家の知見を集約するものと受けとめております。

そこで、技術提案等評価委員会では具体的にどのようなことが審議されるのか、また、審議された内容をどのように事業者選定に生かすのか、お伺いをいたします。

新市庁舎に関する調査特別委員会報告書の結びには、新市庁舎の設計段階に向けて検討を進めていくこととなりますが、引き続き市民や議会に対して積極的に情報を公開して意見を聞き、新市庁舎に対する理解を深めていただけるよう一層の取り組みを期待すると書かれております。今回寄せられた御意見をしっかりと受けとめて取り組みを進めるとともに、今後ともさまざまな機会を捉えて情報発信し、市民の皆様御意見を伺いながら事業を進めていただくことを要望して、次の質問に移ります。

続きまして、市第47号議案横浜市外郭団体等経営向上委員会条例の制定について質問をいたします。

これまで横浜市は、平成 15 年の新時代行政プラン以降、外郭団体については自主的、自立的な経営を確立することを基本的な目標としてきました。そして、団体の統廃合や民間主体の運営への移行を目指した取り組みなどを進めた結果、平成 7 年度には 67 団体あった外郭団体を現在 38 団体まで減らしてきました。今回の条例案は外郭団体等経営向上委員会を設置するというものですが、経営向上という名前にも外郭団体等に対する本市の考え方があらわれているのではないかと思います。

そこで、外郭団体等経営向上委員会という名称にした理由について市長の御意見をお伺いいたします。

今回、外郭団体等のより適正な経営確保などを目的として、外郭団体等経営向上委員会を附属機関として設置したいということですが、外郭団体の改革については従来から外部の視点を取り入れて実施することとされております。しかし、例えば平成 25 年度までの第 3 期協約については、総務省の通知に基づいて開催された外郭団体等経営改革委員会からの提言を踏まえて策定作業が行われましたが、協約の評価は、経営改革委員会が平成 23 年度初めまでの時限的なものであったこともあり、監査法人の活用にとどまっているなど、外郭団体改革に当たっての外部の視点活用は十分なものとは言えません。

そこで、外郭団体等経営向上委員会にはどのような役割を期待するのか、市長の御見解をお伺いいたします。

外郭団体について、市民の視線はまだまだ厳しい部分もありますので、外郭団体等経営向上委員会を活用して、引き続き改革を進めていくよう要望いたします。

次に、市第 49 号議案から市第 52 号議案まで、市第 62 号議案、市第 63 号議案及び市第 72 号議案のいわゆる子ども・子育て支援新制度に関する条例案についてお伺いをいたします。

平成 27 年 4 月からの開始が予定されている子ども・子育て支援新制度では、全ての子供、子育てについて社会全体で支援していく総合的な枠組みを整備することを目指すとされており、その意義は極めて大きいものがあります。新制度においては、さまざまな家庭のお子様、その家庭の状況により、教育、保育に関して利用する施設、事業を選択できるようにするため、新たに単一の施設として規定される幼保連携型認定こども園や新設される小規模保育事業など、施設、事業の種類をふやすことになりました。また、現行制度の家庭的保育事業などについては、法律上、改めて認可事業として規定されることになりました。市が認可するということは、施設や事業について一定の質が担保されていることを市が認めることになります。我が党は安心して子供を生み育てられる社会の実現に一貫して取り組んでまいりました。新制度の開始に当たり、その質が確保できるかどうか、しっかりと確認しなければなりません。基準に関する条例は本市における新制度の基礎となるものです。

そこで、新制度において本市の目指す姿について市長のお考えをお伺いいたします。

国の基準に上乘せするなど、横浜市が独自の基準を定めることは、横浜の子供たちのために非常によいことだと評価はしています。何よりも優先すべきは利用する子供たちの幸福であり、安全、安心です。そして、独自基準を定めるに当たっては、さまざまな関係者や市民の方から広く意見を募るべきだと考えております。

そこで、基準の策定に当たってはどのような形で意見を聴取し、反映してきたのか、お伺いをいたします。

新制度を円滑に開始するためには、制度の利用者にも事業者にも丁寧に制度の説明をしていかなければなりません。特に事業者の方々に対しては、横浜市独自の基準をつくることについて横浜市が責任を持って説明し、趣旨を理解した上で対応してもらうことが必要だと考えます。例えば放課後児童健全育成事業については面積基準の経過措置案がうまく運営主体に伝わっておらず、来年春からどうしたらいいかという不安の声が聞かれます。

そこで、事業者に対して本市の考え方を伝えるためにどのような取り組みを行ってきたのか、お伺いをいたします。

続いて、新制度における地域子ども・子育て支援事業の一つである放課後児童健全育成事業に関してお聞きいたします。

昭和 38 年にスタートした放課後児童施策は、平成 5 年度から異学年交流事業として学校施設を活用したはまっ子ふれあいスクールが始まり、平成 13 年度には全ての小学校での実施となりました。そして、平成 16 年度からは、はまっ子ふれあいスクールに放課後児童クラブの機能をあわせ持つ放課後キッズクラブへと転換を進め、現在では約 3 割に当たる 92 校で実施をしております。地域の重要な資源である小学校を活用するという手法は、場所の確保や安全性の点から有効であり、大都市を中心に広がりを見せております。現在では、政令指定都市 20 都市中、本市を含め 5 都市で放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業の一体型の事業が展開されております。国からはこれまでもガイドラインが示されていたわけですが、今後、市条例として改めて基準が示されることによって、利用者にとってよりよい運営につながることを期待をされております。

そこで、放課後児童健全育成事業の基準に関する条例を制定することで、利用者に対しどのような効果があると考えているのか、お伺いをいたします。

本市の放課後児童施策全体としては、全ての小学校においてははまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めること、放課後児童クラブへの必要な支援を実施することが打ち出されております。次期中期計画の素案の中でも、平成 31 年度までに全小学校での居場所の確保が明記されておりますが、放課後キッズクラブ化はこれまで以上にスピードアップを図るべきと考えます。

そこで、全ての小学校において放課後キッズクラブ化を進めることへの市長の決意をお伺いいたします。

来年 4 月の新制度施行に伴い、この横浜で誰もが安心して子育てに取り組めるよう、地域の子供、子育て支援の充実がより一層図られることをお願いし、次の質問に移ります。

次に、市第 59 号議案横浜市特別会計設置条例の一部改正及び市第 89 号議案平成 26 年度横浜市母子寡婦福祉資金会計補正予算（第 1 号）についてお伺いをいたします。

母子家庭や父子家庭などひとり親家庭への支援については、我が党として重要な施策の一つとしており、父子家庭の父親を児童扶養手当の支給対象とするなど、平成 22 年度の法改正実現に積極的に取り組んできたところです。それも踏まえたと、今回法改正が行われ、法の名称に父子が加わったほか、これまで母子家庭が対象だった福祉資金貸付制度について、10 月から父子家庭も対象になることは大変意義のあることだと考えております。

そこで、法改正等で父子家庭支援が拡大することについて市長の御見解をお伺いいたします。

一般的に父子家庭は、困り事があっても自分から声を上げにくい傾向にあり、表に出ない潜在的なニーズを持っているのではないのでしょうか。本市として、離婚や死別を経験し、家事、育児や収入の確保に苦勞している父子家庭の存在に目を向け、孤立を防ぎ、生活の安定のための取り組みを進めるなど、父子家庭に対する支援の光を当てていく必要があると思います。

そこで、今後、父子家庭への支援にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

父子家庭の相談窓口充実等の支援につながる仕組みづくりはこれからの課題であり、支援に関する情報を伝える先としては、行政関係だけではなく、市内企業への働きかけも今後は必要ではないのでしょうか。さらには、

婚姻歴の有無によって経済的負担の格差が生じている、未婚のひとり親家庭に対する寡婦控除のみなし適用の問題もあります。本年2月の予算関連質疑で我が党の斉藤伸一議員がこの件を取り上げて以降、寡婦控除のみなし適用の実施に向け、本市においても検討していると聞いておりますが、今後の方向性や実施時期、適用の進め方などについては明らかになっておりません。

そこで、未婚のひとり親家庭に対する寡婦控除のみなし適用をどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

未婚のひとり親の寡婦控除については、国の動きを待たずに独自にのみなし適用する自治体がふえてきております。本市においても、親の婚姻歴の有無で子供たちが受ける不利益がないよう、関係者への周知を着実にを行った上でしっかり実施していただくことを要望して、次の質問に移ります。

病第1号議案横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について質問いたします。

脳血管医療センターでは、平成24年度から平成26年度を計画期間とする第2次横浜市立病院中期経営プランに基づき、医療機能を拡充する取り組みを進めております。今回、その最終年度として、機能拡充にあわせ、病院の名称についても横浜市立脳卒中・神経脊椎センターへ変更することとされており、その名称案の検討に当たっては、外部委員会に専門部会を設置し、市民や有識者の意見を聞きながら検討してきたと伺っております。

そこで、名称案の検討の中で具体的にどのような議論がなされてきたのか、病院事業管理者にお伺いをいたします。

この病院の経営の課題は、主に病床利用率に象徴されるように、医療資源が十分に活用されておらず、医師も十分に確保できていないことなどであると認識しております。その解決に向けて機能拡大を進めてきているわけですが、そうした中でも、従来からの脳卒中に対する医療への対応がおろそかになってはならないと思います。高齢化が今後急速に進む中、寝たきりとなる最大の原因である脳卒中に対する医療の充実が喫緊の課題であると考えております。現在、国会でも脳卒中对策基本法が継続審議となっておりますが、我が党としてもその成立に向けて精力的に取り組んでおります。脳卒中に対する医療提供体制は今後さらなる充実が求められます。脳卒中は発症直後の治療が重要であり、脳血管医療センターには引き続き脳卒中救急について十分な対応に努めていただかなくてはなりません。また、そのために治療を担う医師の充実も不可欠であり、我が党からも医師の確保に努めるよう指摘をしてきたところです。

そこで、脳血管医療センターにおける近年の救急受け入れ状況、医師の確保状況について病院事業管理者にお伺いをいたします。

脳血管医療センターの新名称の検討に当たっては、今年度の予算代表質疑の中で、我が党の加藤団長から、センターの持つ医療機能を市民にきちんとPRし、わかりやすいものとする、検討の過程では議論を尽くすことの2点について指摘をさせていただいたところです。

そこで、名称案の決定に対する所感と今後の医療提供に向けた決意について市長にお伺いをいたします。

今後、市民により良質な医療を提供できるよう、優秀な医療人材の確保を図りながら、さらなる経営改善に努めていただきたいと思います。

続いて、同じく病第1号議案について、市民病院再整備事業に伴う基本設計事業者評価にかかわる附属機関の設置に関連してお伺いをいたします。

市民病院の再整備については、三ツ沢公園の一部と隣接する古河電気工業株式会社の社宅地を活用していくことになっており、新しい病院で有すべき医療機能や施設、設備の考え方をまとめた市民病院再整備基本計画原案がまとめられております。病院の整備に当たっては、計画、設計段階から今後の高齢社会の進展などの将来見込みなども踏まえるとともに、利用する市民の意見など幅広く聞きながら進めていく必要があります。市民病院の基本計画原案については、先月から市民意見の募集も行い、400件以上の意見が寄せられていると聞いております。今後、これらの意見を参考に基本計画の練り直しを行うことになると考えます。

そこで、市民病院再整備基本計画原案について、寄せられた市民意見に対して病院事業管理者はどのように受けとめているのか、お伺いいたします。

今回の再整備用地は公園の一部を活用するため、課題もあるのではないかと考えます。特にニッパツ三ツ沢球技場とも隣接するため、サッカー場からの歓声などへの対応について心配する声も寄せられております。逆に、公園と隣接するからこそ、他の病院にはない特色を打ち出せる可能性も大いに秘めているのではないかと考えます。

そこで、三ツ沢公園と隣接する敷地の特色をどのように生かしていくのか、病院事業管理者の考えをお伺いいたします。

再整備用地は、現在の市民病院からも近く、また、市の中心部に位置する高台にあるなど、立地としてはすばらしい環境であると思います。基本設計に当たっては、ぜひ市民の意見を十分取り入れながら敷地の特色を生かしていただきたいと思います。そのような能力のある事業者を公正に選定していただきたいとも考えております。

次に、市第88号議案平成26年度横浜市一般会計補正予算（第2号）のうち、障害者施設スプリンクラー設置費補助事業についてお伺いをいたします。

現在、横浜市では第3期障害者プランを策定中と聞いております。障害者の皆様が地域で日常生活を営んでいくためには、障害や生活状況に応じてさまざまな支援が必要なのは言うまでもなく、その支援の一つとして障害者施設は重要な役割を果たすことになると思います。今回の補助対象事業は障害者グループホームと短期入所事業所とのことですが、安心して利用するため、防火対策は非常に重要だと考えております。

そこで、障害者施設スプリンクラー設置費補助事業費について補正する背景は何か、お伺いをいたします。

自力で避難することが困難な障害者の方々が利用する施設などで火災が発生した場合には人的被害が大きくなる可能性があります。その防止の観点からもスプリンクラーのような防火設備の設置は重要な意味を持つものと考えますが、設置するためには財源の手当てが問題となります。

そこで、障害者施設スプリンクラー設置費補助事業はどのような財源構成となっているのか、お伺いをいたします。

今年度は今回の補正予算により設置していくことになると思いますが、今年度設置に至らない施設等においても、障害者の方々が安心して利用できることが重要です。

そこで、次年度以降も確実にスプリンクラーが設置されるべきと考えますが、市としてはどのように設置を進めていくのか、お伺いをいたします。

防火設備の有無は、障害者の皆様が安心して生活していくために不可欠なものですから、市として今後もしっかりと財源を確保し、設置が進むよう尽力してもらうことを要望し、次の質問に移ります。

最後に、市第 88 号議案平成 26 年度横浜市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、映像文化施設移転事業関係についてお伺いをいたします。

この事業は、本市が誘致した東京藝術大学大学院映像研究科の 3 つの校舎のうち、新港校舎を岸壁改修に伴い移転させるというものです。

そこでまず、東京藝術大学大学院映像研究科の具体的な研究内容はどのようなものなのか、お伺いをいたします。

映像研究科は、映像に関する創造の現場という観点から新しいテーマに取り組み、国際的に活躍する専門家を養成する大学院です。横浜を拠点に発足しておおむね 10 年を経過する中で、優秀な卒業生を輩出するとともに、すぐれた作品を生み出し、世界的にも高い評価を受けております。本市が初代開催都市として選定された東アジア文化都市の事業の中でも、日中韓の大学生が国際交流する取り組みが実施されますが、東京藝術大学の存在なくしては実現しなかったと言えましょう。文化芸術分野の中でも、映像を用いた表現は今後ますます大きなウエートを占めていくものと思います。その意味で、本市が取り組む文化芸術創造都市施策の中でも、映像研究科の存在は重要性を増していくものと考えます。

そこで、本市の文化芸術創造都市施策の中で今後の映像研究科に期待する役割は何か、お伺いをいたします。

横浜らしい特色のある文化芸術を国内外に発信していく上で映像研究科は極めて重要だと言えます。本市施策のより効果的な展開を図るため、映像研究科の存在を最大限に活用されることを期待して、公明党横浜市会議員団を代表しての質問を終わります。（拍手）

◎市長（林文子君） 加納議員の御質問に御答弁させていただきます。

市第 46 号議案及び市第 58 号議案について御質問をいただきました。

市民意見に対する私の受けとめですが、公共事業評価制度に基づく市民意見募集は、制度創設以来、約 30 回行われてきましたが、今回ほどたくさんの御意見を寄せていただいた例はなく、改めて市民の皆様の関心の高さを認識いたしました。新市庁舎の早期整備に期待を寄せる御意見をいただく一方で、事業の必要性などについて厳しい御意見もいただきましたが、これらの御意見に対しては、一つ一つの御意見について本市の考え方を丁寧に説明させていただくとともに、今後の検討に生かしていきます。

民間企業などが持つ先進的で高い技術力の取り入れ方ですが、民間企業が持つ高い技術やノウハウを最大限活用することを目的に、設計・施工一括発注方式を採用します。現在は、技術面の専門家であるコンストラクションマネジメント事業者とともに、高度な耐震技術や環境技術などの調査を行いながら設計要件の整備を行っています。その上で、事業者募集、選定のための発注資料の作成に当たっては、幅広く民間企業が持つ最先端の技術力が生かせるような評価項目や評価基準を設定します。

技術提案等評価委員会での審議内容についてですが、まず、事業者募集を行う前に、新市庁舎整備に求められる評価項目や評価基準について御審議をいただきます。その後、事業者募集を行い、提出された技術提案等について内容の実現性や妥当性などを御審議いただき評価を行っていただきます。審議内容の事業者選定への生かし方についてですが、評価委員会での評価結果と入札価格とを本市において総合的に評価し、事業者を決定します。

市第 47 号議案について御質問をいただきました。

外郭団体等経営向上委員会とした理由ですが、これまでは外郭団体の統廃合や財務状況の健全化などに重点的に取り組み、外郭団体数の削減や借入金の縮減といった一定の成果を上げてきました。今後は、外郭団体が行政の一翼を担う重要な役割を持つことを踏まえて、本市との連携を十分に図りながら市民サービスの向上に取り組むことがより一層重要になると考えています。そのため、外郭団体等について、より適正な経営の確保を図り、経営水準の向上を目指すという考えから経営向上委員会という名称としました。

期待する役割についてですが、外郭団体に関する常設の附属機関として、まず、外郭団体等のより適正な経営を確保するための仕組みや市の関与のあり方について専門の見地から御意見をいただきたいと考えています。また、各団体の経営に関する方針や協約等について、策定から評価まで一貫してかかわっていただくことで第三者の視点を継続して取り入れることが可能となり、特定協約団体マネジメントサイクルの透明性や客観性を大きく高められると期待しています。

子ども・子育て支援新制度関連の条例の制定等関連議案について御質問をいただきました。

新制度において本市の目指す姿についてですが、子供は未来をつくる力であるという認識のもと、子育ての第一義的責任を有する保護者を初めとして全ての市民が子供にとっての視点を共有し、地域で子供を育てることができるような社会を目指していきます。子供は、家庭にとっても社会にとってもさまざまな可能性を持ったかけがえのない存在です。保護者や保育、教育に携わる人だけでなく、全ての市民が共感力と想像力を発揮して子供の育ちや学びを支援していくことが何よりも重要なことだと考えています。

基準の策定に際しての意見聴取及び反映方法についてですが、教育、保育関係者や外部有識者、市民代表から構成される横浜市子ども・子育て会議や児童福祉審議会において本市の独自基準や経過措置を中心に意見を伺いました。また、基準案については、その骨子の概要を作成し、事業者や利用者等へ配付するとともに、ホームページに掲載し、市民意見の募集として幅広く意見を募るとともに、事業者団体への情報提供、ヒアリングを行うなど、多くの方々から御意見をいただきました。こうしたさまざまな意見を踏まえ、条例案を策定しました。

事業者には本市の考え方を伝えるための取り組みについてですが、昨年度から、幼稚園や保育所、横浜保育室、放課後児童クラブなど、各事業類型別に複数回にわたり事業者説明会を開催しました。そこでは、基準に関する政省令の内容や事業収支の策定上の留意点など、新制度に関する情報について、その時点で伝えられる最新の情報をできる限り提供してきました。特に幼稚園や横浜保育室などについては、新制度の施行に当たり、新制度の対象施設へ移行するかどうか検討しなければならないため、希望する事業者に対して個別相談の機会を設けるなどきめ細かく対応しています。

放課後児童健全育成事業の基準に関する条例の効果についてですが、今回の条例案は、現在国が示している放課後児童クラブガイドラインとは異なり、法令の基準に基づき事業者への拘束力を持った基準となります。このため、放課後児童健全育成事業の質を確保することができ、利用者にとって今まで以上に安心して利用できるようになります。

全ての小学校で放課後キッズクラブへ転換を進めることへの決意についてですが、小一の壁を解消することは喫緊の課題です。発達段階にある子供たちにとって豊かな放課後を過ごせるよう事業を充実させることは、未来の横浜を担う子供たちを育むために必要不可欠なことです。学校施設を活用し、安心、安全な放課後の居場所である放課後キッズクラブへ平成31年度までに展開していくことにより、市内全域で留守家庭児童の居場所を確保してまいります。

市第59号議案及び市第89号議案について御質問をいただきました。

父子家庭への支援の拡大については、今回の法改正に伴い、10月から母子寡婦福祉資金の対象に父子家庭が加わり、子供の高校、大学の学費などが必要なとき、無利子で資金貸し付けが受けられるようになります。平成22年度から対象となった児童扶養手当の支給とあわせて、経済的に厳しい父子家庭に対する自立支援や子供の教育機会の確保につながると考えています。また、母子生活支援施設への入所を除いて、母子、父子が全く同様の支援対象と位置づけられるなど、親の性別による支援の格差が解消されましたので、父子家庭の生活の安定や子供の福祉向上のためにも大変有意義なことと認識をしています。

今後の父子家庭支援の取り組みについてですが、身近に相談できる方が少なく、気持ちをあらわしにくいという傾向があるほか、家事や子育てでお困りのことも多い状況を踏まえた対応が必要と考えています。子育てや生活問題から就労までの相談窓口であるひとり親サポートよこはまの連絡先を記載した情報カードの配布やウェブサイトなどでの父子家庭の相談、仲間づくりに向けた情報発信など、一人で悩みを抱えず、必要なときに利用しやすい相談体制を整えていきます。また、家事援助を行うヘルパーの派遣や一時的な子供の預かりのほか、父子家庭同士の交流を支援することで社会的な孤立を防ぎ、生活の改善や安定につなげていきます。

寡婦控除のみなし適用についてですが、ひとり親家庭への支援をより一層進めていく観点から、保育所保育料や市営住宅家賃など30程度の事業を対象に、平成27年4月からの実施に向けて準備を進めています。年内には具体的な対象事業や実施方法などについて取りまとめ、対象となる方々への周知など円滑な実施に向けて取り組んでいきます。

病第1号議案について御質問をいただきました。

名称案の決定に対する所感と決意ですが、さまざまな方から御意見をいただき、現在の病院が行っている医療を市民の皆様にはわかりやすく伝えることができる名称案になったと考えています。今回の名称変更を契機として、さらに経営改善を進め、その上で従来からの脳卒中に加え、神経、脊椎の分野においてもより良質な医療を提供し、市民の皆様様の安心につながる施設としてまいります。

市第88号議案について御質問をいただきました。

障害者施設スプリンクラー設置費補助事業費を補正する背景ですが、平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災により複数の入居者が亡くなられたことを契機に消防法施行令の改正が行われました。これに伴い、スプリンクラーの設置対象外であった小規模な障害者グループホームなどにおいても、自力避難の困難な方が多く入居する場合は、既存施設については平成29年度末までの設置が義務づけられました。

事業の財源構成ですが、スプリンクラー設置に係る負担割合は、神奈川県が設置している基金を活用することにより、県2分の1、本市4分の1、施設運営者4分の1となります。

次年度以降の本市の取り組みですが、今回の補正によるスプリンクラー設置後も未設置施設が残るため、施設運営者の皆様とも十分に連携をとりながら、早期に設置が進むよう取り組んでいきます。なお、設置に当たっては、国庫補助を最大限に活用するなどして財源の確保に努めていきます。

東京藝術大学大学院映像研究科の研究内容についてですが、映像研究科は3つの専攻に分かれておりますが、まず映像専攻では、監督、脚本、プロデュースなど、映画制作に関する技術を研究しています。次に、メディア映像専攻では、デジタル映像を中心とした作品制作や研究を行っています。最後にアニメーション専攻では、アニメーション独自のシナリオや脚本、表現技法などを研究しています。

本市が創造都市施策の中で映像研究科に期待する役割についてですが、本市が策定した文化芸術創造都市施



策の基本的な考え方の中で、大学等の教育機関と連携した創造的な人材の育成、国内外との創造都市の交流等を基本方針として位置づけ、東京藝術大学との連携を一層推進しています。今後も、映像文化の国際交流事業等を通じて本市のプレゼンス向上に寄与していただくとともに、創造的な人材を育成する拠点として、より一層地域に開かれた展開を期待しています。

残りの質問については病院事業管理者より答弁させていただきます。

◎病院事業管理者（高橋俊毅君） 病第1号議案について御質問をいただきました。

名称案検討における具体的な議論ですが、公立の専門病院として現在の医療機能を表現した名称とすることとされました。具体的には、横浜における脳卒中医療の基幹施設であることを示すものとして脳卒中を、次に、神経難病など幅広い神経疾患に対応していくことを示すものとして神経を、さらに、着実に診療実績を上げ、側弯症など行政と連携した取り組みを行っている領域として脊椎をそれぞれ名称に入れることとし、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターという案をまとめていただきました。

近年の救急受け入れ状況ですが、救急車受け入れ件数で見ますと、平成24年度から平成26年度までの第2次横浜市立病院中期経営プランの中、毎年10%以上増加しています。この中で平成25年度は1000件を超え、横浜市の脳血管疾患に対する救急医療体制が整備された平成21年度以降で最多の件数となり、今年度もさらに増加しております。医師確保の状況については、横浜市立大学との連携を深め、積極的に体制強化に努めてまいりました。第2次横浜市立病院中期経営プランの期間中では、神経内科医3名、脊椎脊髄外科医4名、非常勤の麻酔科医1名などを新たに採用いたしました。

市民病院再整備基本計画原案に寄せられた市民意見に対する受けとめですが、市民の方々から、アクセスや駐車場の確保、ニッパツ三ツ沢球技場に隣接することに伴う環境対策などに関して多くの意見をいただきました。また、医療機能につきましては、がん対策の充実を望む声など大変貴重な御意見をいただきました。これらの御意見を十分に踏まえ、基本計画の策定やその後の設計を進めていきたいと考えています。

三ツ沢公園と隣接する敷地の特色の生かし方ですが、大規模災害時には、病院と公園が一体となって、市中心部における災害対策の拠点としての機能を果たしていきます。さらに、病院も公園も日ごろから多くの市民が利用する施設であることから、利便施設の共同利用など、一体として魅力を向上させていきます。また、ニッパツ三ツ沢競技場ではサッカーの試合も開催されますので、適切な療養環境を維持しつつ、観戦にも影響が出ないように配慮してまいります。